札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第８号）新旧対照表　（第１条関係）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（令和３年４月１日時点）	現　　行	改　正　後	備　　考
目次 第一章～第十四章　（略） 第十五章　雑則（第二百十七条） （指定居宅サービスの事業の一般原則） 第三条　（略） ２　（略） ３　指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 ４　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	目次 第１章から第25章まで　（略） 第26条　雑則（第417条） 第１章　総則 （指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の一般原則） 第４条　（略） ２　（略） （新設） （新設） ３　（略） （心身の状況等の把握） 第14条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年条例第55号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）	目次 第１章から第25章まで　（現行のとおり） 第26章　雑則　（第417条・第418条） 第１章　総則 （指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の一般原則） 第４条　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） ３　指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 ４　指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス又は指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 ５　（現行のとおり） （心身の状況等の把握） 第14条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年条例第55号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）	規定整備 参酌（基準省令第１条第12号）

	第16条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。第29条第３項第３号、第35条第３項並びに第95条第１項第５号及び第６号において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	第16条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。第29条第３項第３号、第35条第３項並びに第95条第１項第５号及び第６号並びに第２項第５号及び第６号において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	規定整備
（運営規程）	（運営規程）	（運営規程）	
第二十九条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第30条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第30条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	
一～六　（略）	(1)から(6)まで（略）	(1)から(6)まで　（現行のとおり）	
七　虐待の防止のための措置に関する事項	（新設）	(7)　虐待の防止のための措置	同上
八　（略）	(7)（略）	(8)　（現行のとおり）	
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）	
第三十条　（略）	第32条　（略）	第32条　（現行のとおり）	
２・３　（略）	２及び３　（略）	２及び３　（現行のとおり）	
４　指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	（新設）	４　指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。	同上
（業務継続計画の策定等）	（新設）	（業務継続計画の策定等）	
第三十条の二　指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の		第32条の２　指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務	従う（基準省令第１条第10号）

業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。		の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
（衛生管理等） 第三十一条　（略） ２　（略） ３　指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 二　当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三　当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	（衛生管理等） 第33条　（略） ２　（略） （新設）	（衛生管理等） 第33条　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） ３　指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2)　当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3)　当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	同上

（掲示）	（掲示）	（掲示）	
第三十二条　（略）	第34条　（略）	第34条　（現行のとおり）	
２　指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	（新設）	２　指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	参酌（基準省令第１条第12号）
（地域との連携等）	（相談援助事業等への協力）	（相談援助事業等への協力等）	同上
第三十六条の二　（略）	第39条　（略）	第39条　（現行のとおり）	
２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。	（新設）	２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。	
（虐待の防止）	（新設）	（虐待の防止）	従う（基準省令第１条第10号）
第三十七条の二　指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 二　当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三　当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。		第40条の２　指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2)　当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3)　当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		(4)　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
	（記録の整備） 第42条　（略） ２　指定訪問介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1)　訪問介護計画 (2)　第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(5)まで　（略） ３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1)　前項第１号及び第２号に掲げる記録　その完結の日から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日 (2)　（略）	（記録の整備） 第42条　（現行のとおり） ２　指定訪問介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1)　訪問介護計画 (2)　第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(5)まで　（現行のとおり） ３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1)　前項第１号及び第２号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 (2)　（現行のとおり）	参酌（基準省令第１条第12号） ※市独自基準 記録の保存期間に係る改正
（準用） 第四十三条　第一節及び第四節（第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条第二項及び第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しな	（準用） 第47条　第１節及び前節（第16条、第21条第１項、第26条、第31条並びに第38条第５項及び第６項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第47条　第１節及び第４節（第16条、第21条第１項、第26条、第31条並びに第38条第５項及び第６項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	規定整備

い指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と、「第二十八条」とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条」と読み替えるものとする。			
	第３章　訪問入浴介護	第３章　訪問入浴介護	
（運営規程）	（運営規程）	（運営規程）	
第五十三条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第57条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第57条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	参酌（基準省令第１条第12号）
一～七　（略）	(1)から(7)まで　（略）	(1)から(7)まで　（現行のとおり）	
八　虐待の防止のための措置に関する事項	（新設）	(8)　虐待の防止のための措置	
九　（略）	(8)　（略）	(9)　（現行のとおり）	
（勤務体制の確保等）	（新設）	（勤務体制の確保等）	同上
第五十三条の二　指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。		第57条の２　指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	
２　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。		２　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。	
３　指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、		３　指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福	

介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。		祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	
４　指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。		４　指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。	
	（記録の整備） 第58条　（略） ２　指定訪問入浴介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1)　次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (2)から(4)まで　（略） ３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1)　前項第１号に掲げる記録　その完結の日から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日 (2)　（略）	（記録の整備） 第58条　（現行のとおり） ２　指定訪問入浴介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1)　次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (2)から(4)まで　（現行のとおり） ３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1)　前項第１号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 (2)　（現行のとおり）	参酌（基準省令第１条第12号） ※市独自基準 記録の保存期間に係る改正
（準用） 第五十四条　第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二から第三十四条まで及び第三十五	（準用） 第59条　第９条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指	（準用） 第59条　第９条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の２から第36条まで及び第37条から第41条までの規定	規定整備

条から第三十八条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第三十一条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。	定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	
（準用） 第五十八条　第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条第五号及び第六項を除く。）及び第四十四条並びに第四節（第四十八条第一項及び第五十四条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四十八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替	（準用） 第63条　第９条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条、第38条第１項から第４項まで、第39条から第41条まで及び第48条並びに前節（第52条第１項及び第59条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第63条　第９条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の２から第36条まで、第37条、第38条第１項から第４項まで、第39条から第41条まで及び第48条並びに前節（第52条第１項及び第59条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	同上

えるものとする。 （運営規程） 第七十三条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一～六　（略） 七　虐待の防止のための措置に関する事項 八　（略）	第４章　訪問看護 （運営規程） 第77条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(6)まで　（略） （新設） (7)　（略） （記録の整備） 第78条　指定訪問看護事業者は、次項に定めるもののほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。 ２　指定訪問看護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1)　（略） (2)　訪問看護計画書 (3)　（略） (4)　次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (5)から(7)まで　（略） ３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1)　（略） (2)　前項第２号及び第４号に掲げる記録　その完結の日	第４章　訪問看護 （運営規程） 第77条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(6)まで　（現行のとおり） (7)　虐待の防止のための措置 (8)　（現行のとおり） （記録の整備） 第78条　指定訪問看護事業者は、次項に定めるもののほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。 ２　指定訪問看護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1)　（現行のとおり） (2)　訪問看護計画書 (3)　（現行のとおり） (4)　次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (5)から(7)まで　（現行のとおり） ３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1)　（現行のとおり） (2)　前項第２号及び第４号に掲げる記録　当該記録に係	参酌（基準省令第１条第12号） 参酌（基準省令第１条第12号） ※市独自基準 記録の保存期間

	から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日	る介護給付があった日から５年を経過した日	に係る改正
	第５章　訪問リハビリテーション	第５章　訪問リハビリテーション	
（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）	（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）	（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）	
第八十条　指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。	第85条　指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。	第85条　指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。	
一～四　（略）	(1)から(4)まで　（略）	(1)から(4)まで　（現行のとおり）	
五　指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。	(5)　指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第１項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第１項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第８条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下この号、次条第５項、第140条第４号及び第141条第６項において「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下この章及び第８章において同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。	(5)　指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第１項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第１項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第８条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下この号、次条第５項、第140条第４号及び第141条第６項において「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号、第95条第３項第２号及び第315条第１号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この章及び第８章において同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用	参酌（基準省令第１条第12号）

		者に対し、適切なサービスを提供すること。	
（運営規程）	（運営規程）	（運営規程）	
第八十二条　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第87条　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第87条　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	同上
一～五　（略）	(1)から(5)まで　（略）	(1)から(5)まで　（現行のとおり）	
六　虐待の防止のための措置に関する事項	（新設）	(6)　虐待の防止のための措置	
七　（略）	(6)　（略）	(7)　（現行のとおり）	
	（記録の整備）	（記録の整備）	
	第88条　（略）	第88条　（現行のとおり）	参酌（基準省令第１条第12号） ※市独自基準
	２　指定訪問リハビリテーション事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。	２　指定訪問リハビリテーション事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。	
	(1)　訪問リハビリテーション計画	(1)　訪問リハビリテーション計画	
	(2)　次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2)　次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	
	(3)から(5)まで　（略）	(3)から(5)まで　（現行のとおり）	
	３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。	３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。	
	(1)　前項第１号及び第２号に掲げる記録　その完結の日から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日	(1)　前項第１号及び第２号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日	記録の保存期間に係る改正
	(2)　（略）	(2)　（現行のとおり）	
	第６章　居宅療養管理指導	第６章　居宅療養管理指導	
（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）	（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）	（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）	

第八十九条　（略）	第95条　（略）	第95条　（現行のとおり）	
2　薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	2　薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	2　薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	参酌（基準省令第1条第12号）
一～三　（略）	(1)から(3)まで　（略）	(1)から(3)まで　（現行のとおり）	
四　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。	（新設）	(4)　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は指定居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、指定居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。	
五　前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。	（新設）	(5)　前号に規定する指定居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。	
六　前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。	（新設）	(6)　前号の規定にかかわらず、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合は、指定居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。	
七　（略）	(4)　（略）	(7)　（現行のとおり）	
3　歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	（新設）	3　歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	同上
一　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよ		(1)　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資する	

う、妥当適切に行う。 二　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 三　常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。 四　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。		よう、妥当かつ適切に行うこと。 (2)　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。 (3)　常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供すること。 (4)　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。	
（運営規程） 第九十条　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一～五　（略） 六　虐待の防止のための措置に関する事項 七　（略）	（運営規程） 第96条　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(5)まで　（略） （新設） (6)　（略） （記録の整備） 第97条　（略） 2　指定居宅療養管理指導事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1)　次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (2)から(4)まで　（略） 3　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応	（運営規程） 第96条　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(5)まで　（現行のとおり） (6)　虐待の防止のための措置 (7)　（現行のとおり） （記録の整備） 第97条　（現行のとおり） 2　指定居宅療養管理指導事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1)　次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (2)から(4)まで　（現行のとおり） 3　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応	同上 参酌（基準省令第１条第12号） ※市独自基準

	じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1)　前項第１号に掲げる記録　その完結の日から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日 (2)　（略）	じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1)　前項第１号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 (2)　（現行のとおり）	記録の保存期間に係る改正
	第７章　通所介護	第７章　通所介護	
（運営規程）	（運営規程）	（運営規程）	
第百条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第五節を除く。）において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第107条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第107条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	参酌（基準省令第１条第12号）
一～九　（略）	(1)から(9)まで　（略）	(1)から(9)まで　（現行のとおり）	
十　虐待の防止のための措置に関する事項	（新設）	(10)虐待の防止のための措置	
十一　（略）	(10)　（略）	(11)　（現行のとおり）	
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）	
第百一条　（略）	第108条　（略）	第108条　（現行のとおり）	
２　（略）	２　（略）	２　（現行のとおり）	
３　指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	３　指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	３　指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	同上
４　指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を	（新設）	４　指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を	

確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。		確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。	
（非常災害対策）	（非常災害対策）	（非常災害対策）	
第百三条　（略）	第110条　（略）	第110条　（現行のとおり）	
２　指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	（新設）	２　指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。	同上
（衛生管理等）	（衛生管理等）	（衛生管理等）	
第百四条　（略）	第111条　（略）	第111条　（略）	
２　指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	２　指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	２　指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。	従う（基準省令第１条第10号）
一　当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。	（新設）	(1)　当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。	
二　当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	（新設）	(2)　当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	
三　当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	（新設）	(3)　当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
（地域との連携等）	（新設）	（地域との連携等）	参酌（基準省令第１条第12号）
第百四条の二　指定通所介護事業者は、その事業の運営に		第111条の２　指定通所介護事業者は、その事業の運営に当	

当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2　指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 3　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。 （事故発生時の対応） 第百四条の三　（略）	（事故発生時の対応） 第111条の２　（略） （記録の整備） 第112条　（略） 2　指定通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1) 通所介護計画 (2) 次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(5)まで　（略） (6) 通所介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 3　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。	たっては、地域住民又はその自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。 2　指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が当該利用者に対する相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 3　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。 （事故発生時の対応） 第111条の３　（現行のとおり） （記録の整備） 第112条　（現行のとおり） 2　指定通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1) 通所介護計画 (2) 次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(5)まで　（現行のとおり） (6) 通所介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 3　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。	規定整備 参酌（基準省令第１条第12号） ※市独自基準

	(1)　前項第１号及び第２号に掲げる記録　その完結の日から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日 (2)　（略） (3)　前項第６号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日	(1)　前項第１号、第２号及び第６号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 (2)　（現行のとおり） （削る。）	記録の保存期間に係る改正
（準用） 第百五条　第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条の二、第三十八条及び第五十二条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第百条」と、同項、第二十七条、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第113条　第９条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第113条　第９条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の２、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	規定整備
（準用） 第百五条の三　第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条の二、第三十八条、第五十二条、第九十二条、第九十四条及び第九十五条第四項並びに前節（第百五条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第百条に規定する運営規程をいう。第三十二条第一項において同	（準用） 第115条　第９条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条、第102条第４項及び第103条から第112条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第115条　第９条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の２、第41条、第56条、第99条、第101条、第102条第４項及び第103条から第112条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	同上

じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十七条、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第九十五条第四項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第九十八条第二号、第九十九条第五項、第百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百四条の四第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。			
（準用） 第百九条　第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十七条の二、第三十八条、第五十二条、第九十二条及び第四節（第九十六条第一項及び第百五条を除く。）の規定は、基準	（準用） 第135条　第９条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条、第38条第１項から第４項まで、第39条、第41条、第56条及び第99条並びに第４節（第103条第１項及び第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、	（準用） 第135条　第９条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条、第38条第１項から第４項まで、第40条の２、第41条、第56条及び第99条並びに第４節（第103条第１項及び第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、必要な技	同上

該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第百条」と、同項、第二十七条、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	規則で定める。	術的読替えは、規則で定める。	
	第８章　通所リハビリテーション	第８章　通所リハビリテーション	
（運営規程）	（運営規程）	（運営規程）	
第百十七条　指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第143条　指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第143条　指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	参酌（基準省令第１条第12号）
一～八　（略）	(1)から(8)まで　（略）	(1)から(8)まで　（現行のとおり）	
九　虐待の防止のための措置に関する事項	（新設）	(9)　虐待の防止のための措置	
十　（略）	(9)　（略）	(10)　（現行のとおり）	
（衛生管理等）	（衛生管理等）	（衛生管理等）	
第百十八条　（略）	第144条　（略）	第144条　（現行のとおり）	
	２　（略）	２　（現行のとおり）	
２　指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号	３　指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な	３　指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げ	従う（基準省令第１条第10号）

に掲げる措置を講じなければならない。 一　当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。 二　当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三　当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	措置を講ずるよう努めなければならない。 （新設） （新設） （新設） （記録の整備） 第145条　（略） ２　指定通所リハビリテーション事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1) 通所リハビリテーション計画 (2) 次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(5)まで　（略） (6) 通所リハビリテーション従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 ３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。	る措置を講じなければならない。 (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 （記録の整備） 第145条　（現行のとおり） ２　指定通所リハビリテーション事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1) 通所リハビリテーション計画 (2) 次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(5)まで　（現行のとおり） (6) 通所リハビリテーション従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 ３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。	参酌（基準省令第１条第12号） ※市独自基準

	(1)　前項第１号及び第２号に掲げる記録　その完結の日から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日 (2)　（略） (3)　前項第６号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日	(1)　前項第１号、第２号及び第６号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 (2)　（現行のとおり） （削る。）	記録の保存期間に係る改正
（準用） 第百十九条　第八条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十条の二、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで、第六十四条、第九十六条及び第百一条から第百三条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第百十七条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第百一条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第146条　第９条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第146条　第９条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の２、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	規定整備
	第９章　短期入所生活介護	第９章　短期入所生活介護	
（従業者の員数） 第百二十一条　（略）	（従業者の員数） 第148条　指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所にあって	（従業者の員数） 第148条　指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所にあって	従う（基準省令第１条第８号）

	は、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは第１号の医師を、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは第２号の生活相談員、第４号の栄養士、第５号の機能訓練指導員又は第６号の調理員その他の従業者を置かないことができ、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護の利用者を含む。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士を置かないことができる。 (1)から(6)まで　（略）	は、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは第１号の医師を、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは第２号の生活相談員、第４号の栄養士、第５号の機能訓練指導員又は第６号の調理員その他の従業者を置かないことができ、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護の利用者を含む。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士を置かないことができる。 (1)から(6)まで　（現行のとおり）	
２～４　（略）	２から４まで　（略）	２から４まで　（現行のとおり）	
５　第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤で	５　第１項第２号の生活相談員並びに同項第３号の介護職	５　第１項第２号の生活相談員のうち１人以上は、常勤で	同上

なければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。	員及び看護職員のうち、それぞれ１人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。	なければならない。また、同項第３号の介護職員又は看護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤としないことができる。	
6　指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。	（新設）	6　指定短期入所生活介護事業者は、第１項第３号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状況に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（第151条第４項において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。	同上
7　（略）	6　（略）	7　（現行のとおり）	
8　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	7　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第344条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	8　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第344条第１項から第７項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	規定整備
（設備及び備品等）	（設備、備品等）	（設備、備品等）	
第百二十四条　（略）	第151条　（略）	第151条　（現行のとおり）	
一　（略）	(1)　（略）	(1)　（現行のとおり）	
二　（略）	(2)　（略）	(2)　（現行のとおり）	
イ　当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあって	ア　当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第168条において準用する	ア　当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第168条において準用する	同上

は、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第百四十条において準用する第百三条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 ロ　第百四十条において準用する第百三条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ハ　（略）	第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ　第168条において準用する第110条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ　（略）	第110条第１項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ　第168条において準用する第110条第１項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ　（現行のとおり）	
２・３　（略）	２及び３　（略）	２及び３　（現行のとおり）	
４　併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。	４　併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。	４　併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。	同上
５～８　（略）	５から８まで　（略）	５から８まで　（現行のとおり）	
（運営規程）	（運営規程）	（運営規程）	
第百三十七条　指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第164条　指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第148条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、第３号に掲げる事項を除く。）を定めておかなければならない。	第164条　指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第148条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、第３号に掲げる事項を除く。）を定めておかなければならない。	参酌（基準省令第１条第12号）
一～八　（略） 九　虐待の防止のための措置に関する事項 十　（略）	(1)から(8)まで（略） （新設） (9)（略）	(1)から(8)まで（現行のとおり） (9)　虐待の防止のための措置 (10)（現行のとおり）	

	（記録の整備） 第167条　（略） ２　指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1) 短期入所生活介護計画 (2) 次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(6)まで　（略） (7) 短期入所生活介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 ３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1) 前項第１号及び第２号に掲げる記録　その完結の日から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日 (2) （略） (3) 前項第７号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日	（記録の整備） 第167条　（現行のとおり） ２　指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1) 短期入所生活介護計画 (2) 次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(6)まで　（現行のとおり） (7) 短期入所生活介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 ３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1) 前項第１号、第２号及び第７号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 (2) （現行のとおり） （削る。）	参酌（基準省令第１条第12号） ※市独自基準 記録の保存期間に係る改正
（準用） 第百四十条　第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条の二第二項を除く。）、第五十二条、第百一条、第百三条及び第百四条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七	（準用） 第168条　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第168条　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで（第39条第２項を除く。）、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	規定整備

条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。			
（設備及び備品等） 第百四十条の四　（略） 一　（略） 二　（略） イ　当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百四十条の十三において準用する第百四十条において準用する第百三条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	（設備、備品等） 第171条　（略） (1)　（略） (2)　（略） ア　当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第181条において準用する第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	（設備、備品等） 第171条　（現行のとおり） (1)　（現行のとおり） (2)　（現行のとおり） ア　当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第181条において準用する第110条第１項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	規定整備
ロ　第百四十条の十三において準用する第百四十条において準用する第百三条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。	イ　第181条において準用する第110条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。	イ　第181条において準用する第110条第１項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。	
ハ　（略） ２～５　（略） ６　第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　ユニット イ　居室 (1)　（略） (2)　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設	ウ　（略） ２から５まで　（略） ６　ユニットの基準は、次のとおりとする。 (1)　１のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定	ウ　（現行のとおり） ２から５まで　（現行のとおり） ６　ユニットの基準は、次のとおりとする。 (1)　１のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定	従う（基準省令第１条第８号）

けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準第百五十一条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第百四十条の十二において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。	短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者を含む。第180条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。	短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者を含む。第180条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則として10人以下とし、15人を超えないものとする。	
(3)・(4)　（略） ロ～ニ　（略） 二　（略）	(2)から(4)まで　（略）	(2)から(4)まで　（現行のとおり）	
７・８　（略）	７から９まで　（略）	７から９まで　（現行のとおり）	
（運営規程） 第百四十条の十一　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関す	（運営規程） 第178条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第148条第２項の	（運営規程） 第178条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第148条第２項の	参酌（基準省令第１条第12号）

る規程を定めておかなければならない。	規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、第３号及び第４号に掲げる事項を除く。）に関する規程を定めておかなければならない。	規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、第３号及び第４号に掲げる事項を除く。）に関する規程を定めておかなければならない。	
一～九　（略）	(1)から(9)まで　（略）	(1)から(9)まで　（現行のとおり）	
十　虐待の防止のための措置に関する事項	（新設）	(10)虐待の防止のための措置	
十一　（略）	(10)　（略）	(11)　（現行のとおり）	
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）	
第百四十条の十一の二　（略）	第179条　（略）	第179条　（現行のとおり）	
２・３　（略）	２及び３　（略）	２及び３　（現行のとおり）	
４　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	４　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	４　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	同上
５　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	（新設）	５　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。	
	（準用）	（準用）	
	第181条　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、	第181条　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、	規定整備

	第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第110条、第111条、第152条、第153条、第156条、第159条から第161条まで、第163条、第166条及び第167条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	第22条、第27条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで（第39条第２項を除く。）、第56条、第110条、第111条、第152条、第153条、第156条、第159条から第161条まで、第163条、第166条及び第167条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	
（準用） 第百四十条の十五　第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条の二第二項を除く。）、第五十二条、第百一条、第百三条、第百四条、第百二十条及び第百二十二条並びに第四節（第百四十条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十二条第一項中「運営規程」とあるのは「運営規程（第百三十七条に規定する運営規程をいう。第百二十五条第一項において同じ。）」と、同項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは共生型短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、	（準用） 第181条の３　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条、第149条及び第152条から第167条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第181条の３　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで（第39条第２項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条、第149条及び第152条から第167条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	同上

第百二十八条第三項、第百二十九条第一項及び第百三十六条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百三十九条の二第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。			
（準用） 第百四十条の三十二　第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条第五項及び第六項並びに第三十六条の二第二項を除く。）、第五十二条、第百一条、第百三条、第百四条、第百二十条並びに第四節（第百二十七条第一項及び第百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及び第	（準用） 第188条　第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条第１項から第４項まで、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条及び第147条並びに第４節（第154条第１項及び第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第188条　第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで（第38条第５項及び第６項並びに第39条第２項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第111条及び第147条並びに第４節（第154条第１項及び第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	同上

四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百三十八条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第百三十九条の二第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。			
	第10章　短期入所療養介護	第10章　短期入所療養介護	
（運営規程）	（運営規程）	（運営規程）	
第百五十三条　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第201条　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第201条　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	参酌（基準省令第１条第12号）
一～六　（略）	(1)から(6)まで　（略）	(1)から(6)まで　（現行のとおり）	
七　虐待の防止のための措置に関する事項	（新設）	(7)　虐待の防止のための措置	
八　（略）	(7)　（略）	(8)　（現行のとおり）	
	（記録の整備）	（記録の整備）	
	第203条　（略）	第203条　（現行のとおり）	参酌（基準省令第１条第12号）
	２　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる記録を整	２　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる記録を整	

	備しなければならない。 (1) 短期入所療養介護計画 (2) 次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(6)まで　(略) (7) 短期入所療養介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 3　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1) 前項第１号及び第２号に掲げる記録　その完結の日から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日 (2) (略) (3) 前項第７号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日	備しなければならない。 (1) 短期入所療養介護計画 (2) 次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(6)まで　(現行のとおり) (7) 短期入所療養介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 3　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1) 前項第１号、第２号及び第７号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 (2) (現行のとおり) (削る。)	※市独自基準 記録の保存期間に係る改正
(準用) 第百五十五条　第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで(第三十六条の二第二項を除く。)、第五十二条、第百一条、第百三条、第百十八条、第百二十五条、第百二十六条第二項及び第百三十九条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百一条第三項及び第四項中「通所介護	(準用) 第204条　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第２項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	(準用) 第204条　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の２、第34条、第35条、第37条から第41条まで(第39条第２項を除く。)、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第２項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	規定整備

従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百十八条第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百二十五条第一項中「第百三十七条」とあるのは「第百五十三条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。			
（運営規程）	（運営規程）	（運営規程）	
第百五十五条の十　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第213条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第213条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	参酌（基準省令第１条第12号）
一～六　（略）	(1)から(6)まで　（略）	(1)から(6)まで　（現行のとおり）	
七　虐待の防止のための措置に関する事項	（新設）	(7)　虐待の防止のための措置	
八　（略）	(7)　（略）	(8)　（現行のとおり）	
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）	
第百五十五条の十の二　（略）	第214条　（略）	第214条　（略）	
２・３　（略）	２及び３　（略）	２及び３　（現行のとおり）	
４　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	４　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	４　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	同上
５　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点か	（新設）	５　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点か	

ら、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。		ら、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。	
	（準用） 第216条　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第56条、第110条、第144条、第152条、第153条第２項、第166条、第192条、第195条から第197条まで及び第203条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第216条　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の２、第34条、第35条、第37条から第41条まで（第39条第２項を除く。）、第56条、第110条、第144条、第152条、第153条第２項、第166条、第192条、第195条から第197条まで及び第203条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	規定整備
	第11章　特定施設入居者生活介護	第11章　特定施設入居者生活介護	
（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第百八十三条　（略） ２～５　（略） ６　指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二・三　（略）	（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第226条　（略） ２から５まで　（略） ６　指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)及び(3)（略）	（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第226条　（現行のとおり） ２から５まで　（現行のとおり） ６　指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)及び(3)　（現行のとおり）	従う（基準省令第１条第10号）

7　（略） （運営規程） 第百八十九条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一～八　（略） 九　虐待の防止のための措置に関する事項 十　（略） （勤務体制の確保等） 第百九十条　（略） ２・３　（略） ４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ５　指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなけれ	7　（略） （運営規程） 第232条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(8)まで　（略） （新設） (9)　（略） （勤務体制の確保等） 第233条　（略） ２及び３　（略） ４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 （新設）	7　（現行のとおり） （運営規程） 第232条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(8)まで　（現行のとおり） (9)　虐待の防止のための措置 (10)　（現行のとおり） （勤務体制の確保等） 第233条　（現行のとおり） ２及び３　（現行のとおり） ４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ５　指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じな	参酌（基準省令第１条第12号） 同上 同上

ばならない。		ければならない。	
	（記録の整備） 第236条　（略） ２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1) 特定施設サービス計画 (2) 第224条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第226条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)から(7)まで　（略） (8) 特定施設従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 ３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1) 前項第１号から第３号までに掲げる記録　その完結の日から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日 (2) （略） (3) 前項第８号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日	（記録の整備） 第236条　（現行のとおり） ２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1) 特定施設サービス計画 (2) 第224条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第226条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)から(7)まで　（現行のとおり） (8) 特定施設従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 ３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1) 前項第１号から第３号まで及び第８号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 (2) （現行のとおり） （削る。）	参酌（基準省令第１条第12号） ※市独自基準 記録の保存期間に係る改正
（準用） 第百九十二条　第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第百三条、第百四条及び第	（準用） 第237条　第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、	（準用） 第237条　第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業につい	規定整備

百三十二条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。	必要な技術的読替えは、規則で定める。	て準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	
（運営規程） 第百九十二条の九　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一～九　（略） 十　虐待の防止のための措置に関する事項 十一　（略）	（運営規程） 第245条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(9)まで　（略） （新設） (10)　（略） （記録の整備） 第247条　（略） ２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1)　特定施設サービス計画 (2)　第244条第２項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 (3)から(6)まで　（略） (7)　次条において準用する第224条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	（運営規程） 第245条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(9)まで　（現行のとおり） (10)虐待の防止のための措置 (11)　（現行のとおり） （記録の整備） 第247条　（現行のとおり） ２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1)　特定施設サービス計画 (2)　第244条第２項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 (3)から(6)まで　（現行のとおり） (7)　次条において準用する第224条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	参酌（基準省令第１条第12号） 参酌（基準省令第１条第12号） ※市独自基準

	(8)及び(9)　(略) (10)外部サービス利用型特定施設従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 3　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1)　前項第１号、第２号及び第７号に掲げる記録　その完結の日から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日 (2)　(略) (3)　前項第10号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日	(8)及び(9)　(現行のとおり) (10)外部サービス利用型特定施設従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 3　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1)　前項第１号、第２号、第７号及び第10号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 (2)　(現行のとおり) (削る。)	記録の保存期間に係る改正
(準用) 第百九十二条の十二　第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第百三条、第百四条、第百七十九条、第百八十一条から第百八十四条まで、第百八十七条、第百八十八条及び第百九十条から第百九十一条の二までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十二条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十三条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指	(準用) 第248条　第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	(準用) 第248条　第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	規定整備

定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第百八十一条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第百八十四条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第百九十条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。			
	第12章　福祉用具貸与	第12章　福祉用具貸与	
（運営規程）	（運営規程）	（運営規程）	
第二百条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第257条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第257条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	参酌（基準省令第１条第12号）
一～五　（略）	(1)から(5)まで　（略）	(1)から(5)まで　（現行のとおり）	
六　虐待の防止のための措置に関する事項	（新設）	(6)　虐待の防止のための措置	
七　（略）	(6)　（略）	(7)　（現行のとおり）	
（衛生管理等）	（衛生管理等）	（衛生管理等）	
第二百三条　（略）	第260条　（略）	第260条　（現行のとおり）	
２～５　（略）	２から５まで　（略）	２から５まで　（現行のとおり）	
６　指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	（新設）	６　指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。	従う（基準省令第１条第10号）
一　当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テ		(1)　当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テ	

レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。 二　当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三　当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 （掲示及び目録の備え付け） 第二百四条　（略） ２　指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 ３　（略）	（掲示及び目録の備付け） 第261条　（略） （新設） ２　（略） （記録の整備） 第262条　（略） ２　指定福祉用具貸与事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1) 福祉用具貸与計画 (2) 次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(6)まで　（略） ３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。	レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 （掲示及び目録の備付け） 第261条　（現行のとおり） ２　指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 ３　（現行のとおり） （記録の整備） 第262条　（現行のとおり） ２　指定福祉用具貸与事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1) 福祉用具貸与計画 (2) 次条において準用する第20条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(6)まで　（現行のとおり） ３　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。	参酌（基準省令第１条第12号） 参酌（基準省令第１条第12号） ※市独自基準

	(1) 前項第１号及び第２号に掲げる記録　その完結の日から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日 (2) （略）	(1) 前項第１号及び第２号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 (2) （現行のとおり）	記録の保存期間に係る改正
（準用） 第二百五条　第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条並びに第百一条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、同項、第三十条の二第二項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百一条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。	（準用） 第263条　第９条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第１項及び第２項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第263条　第９条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の２、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第１項、第２項及び第４項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	規定整備
（準用） 第二百六条　第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三	（準用） 第265条　第９条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条、第38条第１項	（準用） 第265条　第９条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の２、第35条、第36条、第37条か	同上

十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条第五項及び第六項を除く。）、第五十二条、第百一条第一項、第二項及び第四項、第百九十三条、第百九十五条、第百九十六条並びに第四節（第百九十七条第一項及び第二百五条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、同項、第三十条の二第二項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第百一条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第百九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	から第４項まで、第39条から第41条まで、第56条、第108条第１項及び第２項、第249条、第251条並びに第252条並びに前節（第253条第１項及び第263条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。 第13章　特定福祉用具販売 （記録の整備）	ら第41条まで（第38条第５項及び第６項を除く。）、第56条、第108条第１項、第２項及び第４項、第249条、第251条、第252条並びに前節（第253条第１項及び第263条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。 第13章　特定福祉用具販売 （記録の整備）	

	第275条　（略） 2　指定特定福祉用具販売事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1) 特定福祉用具販売計画 (2) 第270条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(5)まで　（略） 3　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1) 前項第１号及び第２号に掲げる記録　その完結の日から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日 (2) （略）	第275条　（現行のとおり） 2　指定特定福祉用具販売事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。 (1) 特定福祉用具販売計画 (2) 第270条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)から(5)まで　（現行のとおり） 3　前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。 (1) 前項第１号及び第２号に掲げる記録　当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 (2) （現行のとおり）	参酌（基準省令第１条第12号） ※市独自基準 記録の保存期間に係る改正
（準用） 第二百十六条　第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十六条、第三十条の二、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条、第百一条第一項、第二項及び第四項、第百九十八条、第二百条から第二百二条まで並びに第二百四条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百十六条において準用する第二百条」と、同項、第三十条の二第二項、第三十一条第三項第一号及び第三号並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取	（準用） 第276条　第９条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第１項及び第２項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第276条　第９条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第32条の２、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第１項、第２項及び第４項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	規定整備

り扱う特定福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十一条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第百一条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第百九十八条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百一条及び第二百二条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。			

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）（令和３年４月１日時点）	現　　行	改　正　後	備　　考
	第15章　介護予防訪問入浴介護	第15章　介護予防訪問入浴介護	
		（準用）	
	第296条　第９条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第41条まで、第52条及び第55条から第58条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	第296条　第９条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条から第41条まで、第52条及び第55条から第58条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	規定整備
（準用） 第六十一条 第一節、第四節（第四十九条の九、第五十条第一項、第五十三条の八第五項及び第六項並びに第五十五条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第四十九条の二及び第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第六十一条において準用する第五十三条」と、第四十九条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴	（準用） 第301条　第９条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第37条まで、第38条第１項から第４項まで、第39条から第41条まで、第52条（第１項を除く。）、第55条から第58条まで、第61条、第292条及び第295条の３並びに前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第301条　第９条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の２から第36条まで、第37条、第38条第１項から第４項まで、第39条から第41条まで、第52条（第１項を除く。）、第55条から第58条まで、第61条、第292条及び第295条の３並びに前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	同上

介護」と読み替えるものとする。			
	第16章　介護予防訪問看護	第16章　介護予防訪問看護	
	第306条　第９条、第10条、第12条から第14条まで、第18条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第41条まで、第56条、第68条から第70条まで、第75条から第78条まで、第295条の２及び第295条の３の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	第306条　第９条、第10条、第12条から第14条まで、第18条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第68条から第70条まで、第75条から第78条まで、第295条の２及び第295条の３の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	同上
	第17章　介護予防訪問リハビリテーション	第17章　介護予防訪問リハビリテーション	
（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）	（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）	（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）	
第八十六条　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	第315条　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第310条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	第315条　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第310条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	参酌（基準省令第１条第12号）
一　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担	(1)　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第５条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第８条の２第16項に規定する指定介護予防	(1)　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第５条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第８条の２第16項に規定する指定介護予防	

当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。	サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（第６号及び第340条第６号において「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）における情報交換その他の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。	サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（第６号及び第340条第６号において「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）における情報交換その他の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。	
二～十四　（略）	(2)から(13)まで　（略）	(2)から(13)まで　（現行のとおり）	
	第18章　介護予防居宅療養管理指導	第18章　介護予防居宅療養管理指導	
	（準用）	（準用）	
	第321条　第95条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導について準用する。この場合において、同条中「指定居宅介護支援事業者」とあるのは「指定介護予防支援事業者」と、「居宅サービス計画」とあるのは「介護予防サービス計画」と、同条第１項中「居宅サービスの」とあるのは「介護予防サービスの」と、「居宅サービスが」とあるのは「介護予防サービスが」と、「居宅サービス事業者」とあるのは「介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。	第321条　第95条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導について準用する。この場合において、同条第１項及び第２項中「指定居宅介護支援事業者」とあるのは「指定介護予防支援事業者」と、「居宅サービス計画」とあるのは「介護予防サービス計画」と、「居宅サービスの」とあるのは「介護予防サービスの」と、「居宅サービスが」とあるのは「介護予防サービスが」と、「居宅サービス事業者」とあるのは「介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。	規定整備
	第20章　介護予防通所リハビリテーション	第20章　介護予防通所リハビリテーション	
	（利用料等の受領）	（利用料等の受領）	
	第337条の２　（略）	第337条の２　（現行のとおり）	
	２　（略）	２　（現行のとおり）	
	３　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前２	３　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前２	

	項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1)　(略) (2) 食事の提供に要する費用 (3)及び(4)（略）	項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1)　(略) (2) 食事の提供に要する費用 (3)及び(4)（略）	
	4　前項第２号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等基準省令第100条第４項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5　（略）	4　前項第２号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等基準省令第118条の２第４項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5　（現行のとおり）	規定整備
（準用） 第百二十三条　第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十一まで、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十三条の二の二、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで及び第六十七条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第四十九条の二及び第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第百二十条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。	第338条　第９条から第14条まで、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第108条から第110条まで、第142条から第145条まで、第295条の２、第295条の３及び前条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第338条　第９条から第14条まで、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の２、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第108条から第110条まで、第142条から第145条まで、第295条の２及び第295条の３の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	規定整備
	第21章　介護予防短期入所生活介護	第21章　介護予防短期入所生活介護	
（従業者の員数） 第百二十九条　（略）	（従業者の員数） 第344条　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この	（従業者の員数） 第344条　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この	従う（基準省令第１条第８号）

	条において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは第１号の医師を、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは第２号の生活相談員、第４号の栄養士、第５号の機能訓練指導員又は第６号の調理員その他の従業者を置かないことができ、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護の利用者を含む。以下この条及び第347条において同じ。）の数の上限をいう。第５項及び次節において同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士を置かないことが	条において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは第１号の医師を、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは第２号の生活相談員、第４号の栄養士、第５号の機能訓練指導員又は第６号の調理員その他の従業者を置かないことができ、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護の利用者を含む。以下この条及び第347条において同じ。）の数の上限をいう。第５項及び次節において同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養	

	できる。 (1)から(6)まで　（略）	士を置かないことができる。 (1)から(6)まで　（現行のとおり）	
２～４　（略）	２から４まで　（略）	２から４まで　（現行のとおり）	
５　第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。	５　第１項第２号の生活相談員並びに同項第３号の介護職員及び看護職員のうち、それぞれ１人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。	５　第１項第２号の生活相談員のうち１人以上は、常勤でなければならない。また、同項第３号の介護職員又は看護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤としないことができる。	同上
６　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。	（新設）	６　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第１項第３号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状況に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（第347条第４項において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。	同上
７　（略）	６　（略）	７　（現行のとおり）	
８　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項から第七項までに規定する人	７　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第148条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	８　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第148条第１項から第７項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	規定整備

員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			
（設備及び備品等）	（設備、備品等）	（設備、備品等）	
第百三十二条　（略）	第347条　（略）	第347条　（現行のとおり）	
一　（略）	(1)　（略）	(1)　（現行のとおり）	
二　（略）	(2)　（略）	(2)　（現行のとおり）	
イ　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第百四十二条において準用する第百二十条の四第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	ア　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第349条において準用する第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	ア　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第349条において準用する第110条第１項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	同上
ロ　第百四十二条において準用する第百二十条の四第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。	イ　第349条において準用する第110条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。	イ　第349条において準用する第110条第１項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。	
ハ　（略）	ウ　（略）	ウ　（現行のとおり）	
２～８　（略）	２及び３　（略）	２及び３　（現行のとおり）	
	４　併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができる。	４　併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができる。	同上
	５から８まで　（略）	５から８まで　（現行のとおり）	

（準用） 第百四十二条　第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十一まで（第五十三条の九第二項を除く。）、第百二十条の二及び第百二十条の四の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の二の二第二項、第五十三条の四第一項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第百三十八条」と、第百二十条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第349条　第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第152条から第154条まで、第163条から第167条まで、第295条の２及び第295条の３の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第349条　第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで（第39条第２項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第111条、第152条から第154条まで、第163条から第167条まで、第295条の２及び第295条の３の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	同上
（設備及び備品等） 第百五十三条　（略） 一　（略） 二　居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 イ　当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百五十九条において準用する第百四十二条において準用する第百二十条の四第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 ロ　第百五十九条において準用する第百四十二条にお	（設備、備品等） 第355条　（略） (1)　（略） (2)　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件を満たすこと。 ア　当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第357条において準用する第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ　第357条において準用する第110条に規定する訓練	（設備、備品等） 第355条　（現行のとおり） (1)　（現行のとおり） (2)　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件を満たすこと。 ア　当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第357条において準用する第110条第１項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ　第357条において準用する第110条第１項に規定す	同上

いて準用する第百二十条の四第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ハ　（略） ２～５　（略） ６　第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　ユニット イ　居室 (1)　（略） (2)　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第百四十条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の	については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ　（略） ２から５まで　（略） ６　ユニットの基準は、次のとおりとする。 (1)　一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業及びユニット型指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所生活介護の利用者を含む。）の数の上限をいう。第３号イにおいて同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。	る訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ　（現行のとおり） ２から５まで　（現行のとおり） ６　ユニットの基準は、次のとおりとする。 (1)　一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業及びユニット型指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所生活介護の利用者を含む。）の数の上限をいう。第３号イにおいて同じ。）は、原則として10人以下とし、15人を超えないものとする。	参酌（基準省令第１条第12号）

利用者。以下この節及び第百五十八条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。 (3)・(4)　(略) ロ～ニ　(略) 二　(略) 7・8　(略)	(2)から(4)まで　(略) 7から9まで　(略)	(2)から(4)まで　(現行のとおり) 7から9まで　(現行のとおり)	
(準用) 第百六十六条　第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十一まで(第五十三条の九第二項を除く。)、第百二十条の二及び第百二十条の四、第百二十八条及び第百三十条並びに第四節(第百四十二条を除く。)及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合におい	(準用) 第357条　第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第56条、第110条、第111条、第152条、第153条、第163条、第166条、第167条、第173条、第178条から第180条まで、第281条、第282条及び第348条の規定は、ユニット型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。 (準用) 第359条の3　第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第149条、第152条から第154条まで、第157条から第167条まで、第295条の2及び第295条の3、第343条、第348条並びに第350条及び第351条の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	(準用) 第357条　第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第110条、第111条、第152条、第153条、第163条、第166条、第167条、第173条、第178条から第180条まで、第281条、第282条、第295条の2、第295条の3及び第348条の規定は、ユニット型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。 (準用) 第359条の3　第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条、第111条、第149条、第152条から第154条まで、第157条から第167条まで、第295条の2、第295条の3、第343条、第348条、第350条及び第351条の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定め	規定整備 同上

て、第五十三条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第百三十八条」と、同項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百二十条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百三十三条第一項、第百三十七条並びに第百三十九条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百四十一条第二項第二号中「次条において準用する第四十九条の十三第二項」とあるのは「第四十九条の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第五十条の三」とあるのは「第五十条の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十三条の八第二項」とあるのは「第五十三条の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第五十三条の十第二項」とあるのは「第五十三条の十第二項」と読み替えるものとする。		る。	
（準用） 第百八十五条　第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十一まで（第五十三条の八第五項及び第六項並びに第五十三条の九第二項を除く。）、第百二十	（準用） 第364条　第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第37条まで、第38条第１項から第４項まで、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第152条、第153条、第154条（第１項を除く。）、第157条から第167条まで、第184条、第187条、第295条の	（準用） 第364条　第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで（第38条第５項及び第６項並びに第39条第２項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第111条、第152条、第153条、第154条（第１項を除く。）、第157条から第167	同上

条の二、第百二十条の四、第百二十八条並びに第四節（第百三十五条第一項及び第百四十二条を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十九条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第五十三条の二の二第二項、第五十三条の四第一項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百三十八条」と、第百二十条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百三十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百三十九条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第百四十一条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第百八十五条」と、第百四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百二十八条」と、「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と、第百四十八条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と	３、第343条、第348条、第350条及び第351条の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	条まで、第184条、第187条、第295条の３、第343条、第348条、第350条及び第351条の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	

読み替えるものとする。 （準用） 第百九十五条　第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで（第五十三条の九第二項を除く。）、第百二十条の二、第百二十条の四、第百二十一条、第百三十三条、第百三十四条第二項及び第百四十条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の二の二第二項、第五十三条の四第一項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第百九十二条」と、第百二十条の二第三項及び第四項並びに第百二十一条第二項第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百三十三条第一項中「第百三十八条」とあるのは「第百九十二条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。	第22章　介護予防短期入所療養介護 （準用） 第369条　第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第２項、第166条、第192条、第193条、第201条から第203条まで、第295条の２及び第295条の３の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。 第376条　第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第56条、第110条、第144条、第152条、第153条第２項、第166条、第192条、第203条、第208条、第213条から第215条まで、第295	第22章　介護予防短期入所療養介護 （準用） 第369条　第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第32条の２、第34条、第35条、第37条から第41条まで（第39条第２項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第２項、第166条、第192条、第193条、第201条から第203条まで、第295条の２及び第295条の３の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。 第376条　第10条から第14条まで、第20条、第22条、第27条、第32条の２、第34条、第35条、第37条から第41条まで（第39条第２項を除く。）、第56条、第110条、第144条、第152条、第153条第２項、第166条、第192条、第203条、第208	同上 同上

	条の２、第295条の３及び第368条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	条、第213条から第215条まで、第295条の２、第295条の３及び第368条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	
	第23章　介護予防特定施設入居者生活介護	第23章　介護予防特定施設入居者生活介護	
（身体的拘束等の禁止）	（身体的拘束等の禁止）	（身体的拘束等の禁止）	
第二百三十九条　（略）	第385条　（略）	第385条　（現行のとおり）	
２　（略）	２　（略）	２　（現行のとおり）	
３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	参酌（基準省令第１条第12号）
二・三　（略）	(2)及び(3)（略）	(2)及び(3)（現行のとおり）	
（準用）	（準用）	（準用）	
第二百四十五条　第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十一まで（第五十三条の九第二項を除く。）、第百二十条の四及び第百三十九条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条、第五十三条の二の二第二項、第五十三条の十の二第一号及び第三号並びに第五十三条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第	第386条　第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第221条、第222条、第224条、第225条及び第232条から第236条までの規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	第386条　第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第221条、第222条、第224条、第225条及び第232条から第236条までの規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	規定整備

五十三条」とあるのは「第二百四十条」と、第百三十九条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。 （準用） 第二百六十二条　第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十一まで（第五十三条の九第二項を除く。）、第百二十条の四、第百三十九条の二、第二百三十五条から第二百三十九条まで及び第二百四十一条から第二百四十三条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条、第五十三条の二の二第二項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第二百五十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第五十三条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第百三十九条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第二百三十七条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百四十一条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとす	（準用） 第396条　第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条、第225条、第233条から第235条まで、第243条、第245条、第247条及び第385条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（準用） 第396条　第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条、第225条、第233条から第235条まで、第243条、第245条、第247条及び第385条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	同上

る。			
	第24章　介護予防福祉用具貸与	第24章　介護予防福祉用具貸与	
第二百七十六条　第四十九条の二から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の五から第五十三条の十一まで並びに第百二十条の二第一項、第二項及び第四項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項中「第五十三条」とあるのは「第二百七十条」と、同項、第五十三条の二の二第二項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十九条の四中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第四十九条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四十九条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第四十九条の十三第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第五十条の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。	第403条　第９条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第41条まで、第56条、第108条第１項及び第２項、第253条、第257条から第262条まで、第295条の２並びに第295条の３の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	第403条　第９条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の２、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第１項、第２項及び第４項、第253条、第257条から第262条まで、第295条の２並びに第295条の３の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	同上
（準用）	（準用）	（準用）	
第二百八十条　第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十三まで、第五十条の	第408条　第９条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条、第38条第１項	第408条　第９条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の２、第35条、第36条、第37条か	同上

二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の五から第五十三条の十一まで（第五十三条の八第五項及び第六項）並びに第百二十条の二第一項、第二項及び第四項並びに第一節、第二節（第二百六十六条を除く。）、第三節、第四節（第二百六十九条第一項及び第二百七十六条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第四十九条の二第一項中「第五十三条」とあるのは「第二百八十条において準用する第二百七十条」と、同項、第五十三条の二の二第二項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十九条の四中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第四十九条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四十九条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第四十九条の十三第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第五十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護	から第４項まで、第39条から第41条まで、第56条、第108条第１項及び第２項、第251条、第253条（第１項を除く。）、第257条から第262条まで、第295条の３、第399条並びに第402条並びに前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	ら第41条まで（第38条第５項及び第６項を除く。）、第56条、第108条第１項、第２項及び第４項、第251条、第253条（第１項を除く。）、第257条から第262条まで、第295条の３、第399条、第402条並びに前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	

予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。 （準用） 第二百八十九条　第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十二まで、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の三、第五十三条の五から第五十三条の十一まで、第百二十条の二第一項、第二項及び第四項、第二百七十条から第二百七十二条まで並びに第二百七十四条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項中「第五十三条」とあるのは「第二百八十九条において準用する第二百七十条」と、同項、第五十三条の二の二第二項、第五十三条の三第三項第一号及び第三号並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十九条の四中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第四十九条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四十九条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百七十条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百七十一条及び第二	第25章　特定介護予防福祉用具販売 第413条　第９条から第15条まで、第18条、第19条、第27条、第33条、第35条から第41条まで、第56条、第108条第１項及び第２項、第257条から第259条まで、第261条、第270条から第272条まで、第275条並びに第295条の３の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	第25章　特定介護予防福祉用具販売 第413条　第９条から第15条まで、第18条、第19条、第27条、第32条の２、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第１項、第２項及び第４項、第257条から第259条まで、第261条、第270条から第272条まで、第275条並びに第295条の３の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。	同上

百七十二条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百七十四条中「第二百七十条」とあるのは「第二百八十九条において準用する第二百七十条」と読み替えるものとする。			

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（令和３年４月１日時点）	現　　行	改　正　後	備　　考
第十五章　雑則 （電磁的記録等） 第二百十七条　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百五条の三、第百九条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百四十条の十五、第百四十条の三十二、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条、第二百六条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）及び第百八十一条第一項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供	第26章　雑則 （新設）	第26章　雑則 （電磁的記録等） 第417条　作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（第12条（第42条の３、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第181条、第181条の３、第188条、第204条、第216条、第237条、第248条、第263条、第265条、第276条、第296条、第301条、第306条、第313条、第319条、第338条、第349条、第357条、第359条の３、第364条、第369条、第376条、第386条、第396条、第403条、第408条及び第413条において準用する場合を含む。）及び第224条第１項（第248条、第386条及び第396条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以	参酌（基準省令第１条第12号）

に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。		下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。	
	（委任） 第417条　（略） 附　則	（委任） 第418条　（現行のとおり）	規定整備
		（令和６年３月31日までの間に病床等を転換して行う事業に係る特例）	同上
	第10条　平成36年３月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第218条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (1)及び(2)　（略）	第10条　令和６年３月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第218条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (1)及び(2)　（現行のとおり）	

	第11条　平成36年３月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第240条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。	第11条　令和６年３月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第240条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。	同上
	第12条　平成36年３月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第220条及び第242条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。	第12条　令和６年３月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第220条及び第242条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。	同上
	第13条　平成36年３月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相	第13条　令和６年３月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相	同上

	談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第381条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (1)及び(2)　(略)	談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第381条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (1)及び(2)　(現行のとおり)	
	第14条　平成36年３月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第392条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。	第14条　令和６年３月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第392条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。	同上
	第15条　平成36年３月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第383条及び第394条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。	第15条　令和６年３月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第383条及び第394条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。	同上